平成２６年（フ）第５４号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延2135番地２
債務者　山本　昭男
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　休場　　明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第１７２号
長崎県長崎市矢の平１丁目17番17―401号、旧住所長崎県長崎市花丘町４番５号
債務者　深堀　正義
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸田　久嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３５１号
札幌市手稲区前田３条８丁目３番19号
債務者　福永　亘記
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　健大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２３４１号
愛知県春日井市白山町７丁目９番地11　ＢＡＹＡＮ　ＳＡＲＩ―ＳＡＲＩ　ＳＴＯＲＥ、従前の住所愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　403号棟407号室
債務者　ＭＳＡクリエイトこと　青木　正行
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞家　茂樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０４号
佐賀県伊万里市東山代町長浜2408番地８
債務者　草野　教彰
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　焼山　敏晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１２７号
釧路市桜ケ岡４丁目２番12号
債務者　福本　文一
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２３２号
北海道名寄市西２条南６丁目23番地
債務者　石田商店こと　石田　　明
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０６号
群馬県前橋市三俣町３丁目２番地35
債務者　荒木　博一
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２８号
岐阜県瑞穂市古橋1547番地１
債務者　細野　真司
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２４４号
岐阜市早田東町４丁目26番地　レジオン東町301号室
債務者　下地ゆかり
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
秋田県湯沢市杉沢字野々沢50番地７
債務者　大塚登世次
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２５号
秋田県横手市雄物川町沼館字高畑424―１、住民票上の住所宮城県仙台市太白区八木山南３丁目１番地の49　第２コーポラスヒロタ205
債務者　古川　　税
1　決定年月日時　平成26年８月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２６年（フ）第２２１号
函館市人見町９番79―505号
債務者　三浦　一美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８３号
大阪府門真市打越町18番31号
債務者　山中　昭一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２７３２号
大阪市住之江区西住之江１丁目11番７号　サザン住之江407
債務者　片岡　　巧
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８２８号
大阪市東成区大今里西３丁目４番２号サンハイツ今里ロータリー　405号
債務者　川越　惇平
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部